

令和6年度

地域とともにある

浅江中学校 P T A  
総会資料



本資料をご覧ください、

**5月2日(木)までに**

オンライン上で「意思表示」をお願いします。

※意思表示の方法については、学校から配付したプリントを  
ご参照ください。

# 目 次

【第1号議案】	
令和5年度PTA活動・行事報告	1
【第2号議案】	
令和5年度PTA決算報告、会計監査報告	7
【第3号議案】	
PTA規約の改正	11
【第4号議案】	
後援会規約の改正	17
【第5号議案】	
PTA役員選出細則の改正	20
【第6号議案】	
令和6年度PTA組織及び分掌・役員	23
※役員名簿については別途配付	
【第7号議案】	
令和6年度PTA活動・行事	25
【第8号議案】	
令和6年度PTA予算、後援会予算	31

# 第1号議案

令和5年度 PTA 活動・行事報告

## 令和5年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

### 【総務委員会】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	14	金	総務委員会	PTA 集会打ち合わせ
	28	金	PTA 総会	
	29	土	虹の鯉のぼりプロジェクト準備作業	5/7 撤収作業
5	31	水	PTA 総務委員会	
6	2	金	第1回 PTA 常任委員会	中学校グッズ販売
	18	日	浅江小学校潮音寺山まつり	
7	1	土	PTA 研修会	
8	25	金	PTA 全国大会【清水さん出席】	
	26	土	PTA 全国大会【秋山さん出席】	
9	11	月	総務委員会	文化祭のお弁当の件
	15	金	第2回 PTA 常任委員会	
	27	水	体育祭前日準備	
	28	木	体育祭 体育祭終了後総務委員会	
10	20	金	総務委員会【集計作業】	
	25	水	総務委員会	
	27	金	文化祭【合唱コンクール】	
	28	土	文化祭	
12	1	金	総務委員会	マラソン大会について
	9	土	光市人権を考えるつどい	
	10	日	ふれあいマラソン大会	
1	12	金	総務委員会	
	19	金	第3回 PTA 常任委員会	
2	2	金	新役員抽選会	
	17	土	光市青少年健全育成大会	
3	22	金	学校運営協議会	
			総務委員会	
	25	月	第4回 PTA 常任委員会 PTA 新旧役員引き継ぎ【部長・副部長出席】	
4	2	火	令和5年度 PTA 及び後援会会計監査	

～本年度の反省・気付き等～

- ・各行事において、参加される方の偏りが大きかった。
- ・コロナ前に比べ男性の仕事量が減ったが、女性の仕事量は変わらないように思える。
- ・来年度は各部会との連携をさらに深め、全員で参加していくという意識を持って、よりよい活動としていきたい。

## 【心の教育部】令和5年度活動報告

月	日	曜	行事および活動	備考
3	23	木	PTA新旧役員引継ぎ会議	部長 副部長
4	7	金	第1回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
	21	土	PTA総会	
6	2	金	第1回 PTA常任委員会	部長 副部長
			夏季補導パトロール	担当
8	9	水	第2回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
9	15	金	第2回 PTA常任委員会	部長 副部長
10	27	金	文化祭(1日目) 合唱コンクール誘導	有志
	28	土	文化祭(2日目) お弁当運搬、仕分け、受け渡し	全員
12			冬季補導パトロール	担当
	27	水	第3回 あさなえJネット企画推進委員会	部長 副部長
1	19	金	第3回 PTA常任委員会	部長 副部長
3	25	月	第4回 PTA常任委員会	部長 副部長
			PTA新旧役員引継ぎ	部長 副部長

心の教育部(あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案)

【重点取組事項】 地域貢献活動への参

## 令和5年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

### 【学力向上部】

月	日	曜	行事・活動など	参加者	備考
4	7	金	第1回あさなえJネット	部長・副部長(1名)	
	22	土	PTA集会(書面決議)		
6	2	金	第1回常任委員会	部長・副部長(1名)	
	22	木	人権に関する参観日 あさなえ学習会事前打ち合わせ	13人参加 部長・副部長	担当教諭も参加
7	19	水	あさなえ人権セミナー		規模縮小、参加要請なし
	31	月	あさなえ学習会1日目	部長・担当部員	受付3名必要
8	1	火	あさなえ学習会2日目	部長・副部長	
	8	火	光市人権教育指導者研究会	部長	光市民ホール
	9	水	第2回あさなえJネット	副部長(1名)	
	19	土	PTA奉仕作業		中止
8	23	木	教育フォーラムin光	担当部員	市民ホール・オンライン
	15	金	第2回常任委員会	部長・副部長(1名)	
10	27	金	文化祭 誘導手伝い	3名	
	28	土	文化祭	部員全員	
12	9	土	光市人権を考える集い	部長・副部長	
	27	水	第3回あさなえJネット	部長	
1	19	金	第3回常任委員会	部長・副部長(1名)	
2	10	土	浅江地区人権教育推進大会		参加要請なし
	17	土	光市青少年健全育成推進大会	部長・副部長(1名)	参加要請なし
	29	木	第4回あさなえJネット	部長	
3	25	月	第4回常任委員会	部長・副部長	
			新旧役員引継ぎ	部長・副部長	

### 今年度の反省

- ・各参加行事の窓口がはっきりしていなかったため、参加要請があるかどうか確認するのに時間がかかってしまった。
- ・あさなえ学習会の打ち合わせを担当教諭と行うことで、当日何をする必要がありますかを事前に確認することが出来たのでよかった。

### 今後の課題

- ・参加行事の再確認が必要だと思う。コロナ禍で参加する行事に縮小・変更などあったため、今後、学力向上部として参加する行事や参加必要人数を明確に出来ると良い。
- ・学力向上部としてどのような取り組みが出来るかを話し合う必要があると感じた。

## 令和5年度 専門部行事・活動報告

### 【体力づくり部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	7	金	第1回あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長
4	22	土	PTA総会（書面決議）	
6	2	金	第1回常任委員会	部長・副部長
7	6	木	第1回学校保健安全委員会	部員
8	9	水	第2回あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長
8	23	木	教育フォーラム in 光	オンライン対応有
9	15	金	第2回常任委員会	部長・副部長
9	28	木	体育祭	部員
12	9	土	光市人権を考えるつどい	
12	10	日	ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会	部員
12	27	水	第3回あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長
1	19	金	第3回常任委員会	部長・副部長
2	1	木	第2回学校保健安全委員会	部員
2	17	土	光市青少年健全育成大会	
2	29	木	第4回あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長
3	25	月	第4回常任委員会	部長・副部長
3	25	月	新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	部長・副部長

※ あさなえヘルシープランは、食生活改善推進員の方のサポートにより、授業内（調理実習）で開催のため、体力づくり部の参加なし。

### 今年度の活動について

部会は開催せず、部員間のやりとりはすべてLINEで連絡。意思疎通に困ることもなかった  
ので、今後も同様のやり方で良いように思います。

体育祭の見守り・マラソン大会の見守りともに、部員さんの参加人数が必要になる場面で、  
皆さん積極的に協力して活動してくださいました。

### 今後の課題

学校行事やPTA活動の活動日や活動内容に変更が生じるので、学校や他の部とうまく  
連携を取りながら活動できると良いと思います。

また、活動に必要な人数など、変更になった場合、どのように対応するか極力、  
部員さんの負担の少ない対応方法を検討する必要があるようです。

## 令和5年度 専門部 行事・活動報告・反省と課題

【広報部】

月	日	曜	役	行事・活動など	参加者	作業・役割
4	22	土		参観日		
				PTA総会：書面決議		
			●	第1回企画会議（広報誌165号企画会議）	広報部全員	企画会議
	26	水	○	先生方の写真撮影1日目	撮影担当者①	写真撮影
5	1	月	○	先生方の写真撮影2日目	撮影担当者②	写真撮影
	2	火		先生方の写真撮影3日目（広報部担当の先生が撮影）	-	写真撮影
6	2	金	■	第1回常任委員会	部長・副部长	委員会参加
	9	金		広報誌165号発行・配布（教職員紹介号）		
	18	日	○	潮音寺山祭り	参加可能な人	写真撮影
8	2	水	○	サンドアート in ひかり	参加可能な人	写真撮影
9	15	金	■	第2回常任委員会	部長・副部长	委員会参加
	16	土		体育祭に向けての奉仕活動（おやじの会）		
	28	木	○	体育祭	広報部全員	写真・youtube撮影
10	27	金	○	合唱コンクール	参加可能な人	写真撮影
	28	土	○	文化祭	参加可能な人	写真撮影
11	16	木	●	第2回企画会議（広報誌164号企画会議）	広報部全員	企画会議
12	9	土		人権を考える集い		
	10	日	○	ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会	参加可能な人	写真撮影
	19	火		「つながる授業」参観日		
○			卒業号掲載用の各クラスの授業風景写真	部長	写真撮影	
1	19	金	■	第3回常任委員会	部長・副部长	委員会参加
	30	火	○	補足写真の撮影（各クラスのテーマ写真など）	部長	写真撮影
3	8	金		卒業式		
				広報誌166号発行・配布（卒業号）		
	25	月	■	第4回常任委員会	部長・副部长	委員会参加
			■	旧役員から次年度役員へ引継ぎ	部長・副部长	引継ぎ

■ 常任委員会など 部長・副部长が出席 ○ 広報部 写真撮影 ● 広報誌作成 企画会議

～本年度の反省・気づき等～

- ・体育祭では、昨年度と同じ方にyoutubeの撮影機材をお借りしたり、設営にご協力頂けたため、とても助かりました。
- ・昨年度は前日に集まってyoutube撮影の説明や事前の作業役割を打ち合わせたようでした。  
今年度は、事前に3年生を撮影する役割分担表を作成、LINEし、「youtube撮影の説明は当日でも大丈夫だろう」ということで、当日の朝に確認するだけで、大きな混乱もなく終えることが出来ました。
- ・今年度は、3年生が待機する時に生徒の待機テントへ行き、各隊の3年生の男女ごとに撮影を行い、それを卒業号に載せたことが好評でした  
また、前年度は顔が小さく、誰かわからない写真が多かったので、今年度は顔が分かるように写真を撮り、掲載したところ、好評でした。  
来年度以降も引き続きそこを意識した撮影・掲載内容にしてほしいです。
- ・卒業号の作成に向けて、1月ではなく12月から動いた方がもっと余裕が持てたと思います。（受験が重なる為）
- ・広報担当の先生、および謄写堂さんとの連絡にはLINEを使用しました。電話やメールでのよりも、スムーズな連携が出来たように思います。

# 第2号議案

令和5年度 PTA 決算報告、会計監査報告

# 令和5年度PTA会計決算書

光市立浅江中学校PTA

## 1 収入の部

令和6年3月27日現在

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額250円)	1,293,000	1,303,800	10,800	生徒数404人、教職員30人、過年度分
12	入会金(1人100円)	12,600	12,600	0	1年126人
13	前年度繰越金	274,330	274,330	0	
14	預金利息等	3	4	1	
	合 計	1,579,933	1,590,734	10,801	

## 2 支出の部

No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	総務費	300,000	231,525	68,475	入学式・卒業式生花、安全互助会費、県・市P連会費、リストバンド、卒業生コサージュ、体育祭LIVE配信謝礼
22	会議費	20,000	0	20,000	
23	慶弔費	80,000	36,000	44,000	会員慶弔
24	役員出張費	10,000	0	10,000	
25	事務費	240,000	162,888	77,112	リソグラフ賃貸借料、インク・マスター
26	研修活動費	30,000	0	30,000	
27	広報部費	140,000	158,726	-18,726	広報印刷費
28	各専門部費	50,000	50,000	0	各専門部活動費
29	備品費	100,000	48,200	51,800	掃除機
30	消耗品費	170,000	134,925	35,075	新聞、月刊誌等
31	環境整備費	250,000	53,831	196,169	緑化、草刈用具
32	研修助成費	150,000	59,130	90,870	各負担金、書籍類
33	予備費	39,933	0	39,933	
	合 計	1,579,933	935,225	644,708	
	収入総額		支出総額	残 額	備 考
		1,590,734	935,225	655,509	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 6年 4 月 2 日

光市立浅江中学校PTA

監査

末岡 美和 

監査

木村 みほり 

# 令和5年度 PTA特別事業会計決算書

光市立浅江中学校PTA

## 1 収入の部

令和6年3月19日現在

科 目	当初見込額	収入額	備 考
友愛セール、バザー	100,000	30,883	文化祭バザー
資源回収	5,000	2,780	収益金、奨励費
雑収入	0	15,260	総合保障制度加入促進費
前年度繰越金	167,086	167,086	
合計	272,086	216,009	

## 2 支出の部

科 目	支出額	備 考
合計	0	

## 3 差引の部

216,009円 - 0円 = 216,009円 次年度に繰越します

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 6年 4 月 2 日

光市立浅江中学校PTA

監査

米岡 美和 

監査

木村 みどり 

# 令和5年度後援会会計決算書

光市立浅江中学校後援会

## 1 収入の部

令和6年3月19日現在

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額400円)	1,939,200	1,942,800	3,600	生徒数404人+過年度分
12	入会金(1人100円)	12,600	12,600	0	1年生126人 転入なし
13	前年度繰越金	2,382,020	2,382,020	0	
14	預金利息等	16	17	1	
15	規約による援助金	0	0	0	
16	補助金	0	1,028,388	1,028,388	市、県中学校体育連盟・市中学校文化連盟 補助金
	合 計	4,333,836	5,365,825	1,031,989	

## 2 支出の部

No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	選手派遣費	2,165,200	1,398,301	766,899	市・公認の市外・県・中国・全国大会 その他特に認めたもの
22	備品・消耗品費	1,300,000	712,132	587,868	部活動用備品・消耗品、近郊大会等の参加費
23	修理費	200,000	83,450	116,550	部活動用品の修理
25	各種分担金	450,000	352,663	97,337	市中学校体育連盟 700円 市中学校文化連盟 100円 他 連盟・協会費等
26	会議費	10,000	0	10,000	
27	事務費	10,000	825	9,175	金種指定払出手数料
33	予備費	198,636	0	198,636	
	合 計	4,333,836	2,547,371	1,786,465	
	収入総額		支出総額	残 額	備 考
		5,365,825	2,547,371	2,818,454	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 6年 3月 19日

光市立浅江中学校後援会

監査

米岡 美和 

監査

木村 みどり 

# 第3号議案

## PTA 規約の改正

### 【改正の理由】

- ①PTA 組織のスリム化を図るために、3部会（心・学力・体力）に所属する役員の人数を1/2に減らし、保護者負担を軽減するため
- ②常任委員会と総務委員会を整理統合し、総務委員会に一本化することで、会議の回数を減らし、役員負担を軽減するため

# 光市立浅江中学校PTA規約(案)

## 第1条 本規約の目的

本規約は、光市立浅江中学校(以下、「本校」と呼ぶ)のPTAが掲げる目的を達成させるための運営の遵守事項を定めることを目的とする。

## 第2条 名称と事務局

本会は、光市立浅江中学校PTAと称し、事務局を浅江中学校に置く。

## 第3条 本会の目的

本会は、会員相互の資質を高め、研修や親睦を深め、ひいては家庭・学校・地域の連携を育み、教育の推進と向上を図ることを目的とする。

## 第4条 会員資格

本会は、本校生徒の保護者と教職員をもって構成する。ただし、顧問はこの限りではない。

## 第5条 本会の事業

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- (1) 会員相互の研修、親睦の事業
- (2) 施設、設備環境等の充実と改善に関する事業
- (3) 教職員の研修助成に関する事業
- (4) 生徒の学習や健康に関する事業
- (5) 光市PTA連合会等の広域なPTA活動に関する事業
- (6) コミュニティ・スクールへの参画を通じた学校・地域との連携に関する事業
- (7) 浅江小学校PTAとの連携による共通課題に関する事業
- (8) その他、本会の目的に適する事業

## 第6条 組織と人員

本会は、総会、総務委員会(事務局含む)、専門部により構成される。各組織は、次に掲げる人員により構成される。

- (1) 総会: 保護者と教職員の全員
- (2) 総務委員会: 会長、会長補佐、副会長、幹事、専門部部长、事務局員、顧問
- (3) 専門部: 心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部
- (4) 監査

## 第7条 総務委員と選出方法

総務委員とは、会長、会長補佐、副会長、幹事ならびに監査、顧問と各専門部部长をいい、次の人員数とする。

- (1) 会長: 1名
- (2) 会長補佐: 会長が必要と認めた場合に若干名

- (3) 副会長:3名以上
- (4) 幹事:若干名
- (5) 各専門部部長1名
- (6) 顧問:若干名(うち1名は、校長とする。)

#### 7-2. 選出方法

総務委員会から推薦され、総会の承認を得なければならない。

ただし、顧問は、総会の承認によらず、1名は校長とする。また、必要により、会長と校長の合意により若干名をおくことができる。

#### 7-3. 事務

校長に任命された事務局主任を総務委員会事務局に、事務職員を常任委員会に専任としておく。

### 第8条 専門部員と選出方法

専門部とは、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部のことをいい、各部とも部長1名、副部長1名程度を含む体制とする。

#### 8-2. 選出方法

専門部全体として、各学年から同じ程度の割合で互選し、各専門部へ配属する。人員の不足が考えられる場合には、会長が委嘱することができる。各部の人員構成は、総会の承認を得なければならない。

### 第9条 補員と選出方法

補員とは、各部員に欠員が生じた場合に、必要に応じ補填される人員をいい、9名程度とする。

#### 9-2. 選出方法

各学年から同じ程度の割合で互選し、補員名簿に収載する。

補員名簿の収載順1位からを補填の順位とする。

#### 9-3. 補填の方法

欠員が生じた場合、会長と欠員が生じた専門部の部長(もしくは副部長)が協議し、補填人数を決定する。

### 第10条 総務委員会及び役員の任務と任期

総務委員会は、本規約の第3条「本会の目的」ならびに第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のために必要な方針を策定し、本会の指針と方策を実行する。

10-1. 会長は、本会を代表し、本会を総括する。

10-2. 会長補佐は、会長と責務を分担し、常に会長と協議・協調する。会長不在の際は、これを代行する。

10-3. 副会長は、会長と会長補佐の指示のもと、責務を遂行し、会長と会長補佐不在の際は、これを代行する。

10-4. 幹事は、会長、会長補佐ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。

10-5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。

10-6. 各専門部部長は、各取組の責任を分担するなどし、部員とともに専門部の事業遂行にあたる。

10-7. 総務役員の任期は2年間とし、顧問、各専門部部長の任期は1年間とするが、再選を妨げない。

## 第11条 専門部の任務と任期

各専門部は、本規約の第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のための活動を行う。

11-2. 心の教育部は、生徒の心の健全育成に関する活動を行う。

11-3. 心の教育部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会(心の教育部会)及び企画推進委員会に参画し、生徒の豊かな心を育むための方策(プロジェクト)を実行する。

11-4. 学力向上部は、生徒、保護者の人権への理解と意識向上、生徒の学力向上に関する活動を行う。

11-5. 学力向上部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会(学力向上部会)及び企画推進委員会に参画し、生徒の学力を向上させるための方策(プロジェクト)を実行する。

11-6. 体力づくり部は、生徒の健康と保健・体育に関する活動を行う。

11-7. 体力づくり部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会(体力づくり部会)及び企画推進委員会に参画し、生徒の健やかな体づくりのための方策(プロジェクト)を実行する。

11-8. 広報部は、総務委員会と連携してPTA活動の広報と生徒・教職員をはじめとする学校の取組を取材し、必要に応じて地域への広報に努める。

11-9. 専門部員の任期は、1年間とする。

## 第12条 コミュニティ・スクール(CS)への参画

本規約5条の「本会の事業」に含まれるコミュニティ・スクールへの参画について、以下の通り定める。

会長もしくは会長とその他複数名は、光市教育委員会からコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員に委嘱された場合には、学校運営協議会に参画する。また、各専門部の部長は、学校からコミュニティ・スクールの企画推進委員に委嘱された場合には、企画推進委員会に参画する。

## 第14条 監査

監査は、本会の会計を監査する。

監査は、会長と校長により委嘱され、総会の承認を得る。

14-2 監査の任期は1年間とする。

## 第15条 総会

総会は、毎年1回(4月頃)に定期開催し、予算審議等の重要事項を審議する議決機関とする。

15-2. 総会の成立

PTA会員の過半数以上の出席(委任を含む)で総会の成立とする。

15-3. 臨時総会

総務委員会において必要と認められた場合には、臨時総会を招集することができる。

## 第16条 総会での議決事項

本会の総会では、次の事項を審議し、議決は出席者の過半数で成立する。

(1) 前年度の事業報告と会計決算報告(PTA会計と後援会会計)

(2) 本年度の事業計画と予算の審議(PTA会計と後援会会計)

(3) 役員推薦者、選出者の承認(総務委員と後援会兼務)

(4) 規約改定(PTAと後援会)

(5) その他必要事項の審議(PTAと後援会、その他)

## 第17条 緊急時の審議と議決

緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項は、常任委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

(本項は、事故・事件・災害を想定する。)

17-2. 緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項で、総務委員会の開催が困難である場合には、会長及び副会長が総会に代わって審議、議決することができる。

## 第18条 経費

本会の経費は、会費と入会金、事業収益金等をもって運営する。

18-2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。

18-3. 本会の会費は、月額250円とし、第一子、第二子ともに同額とする。

18-4. 本会の事業収入は、見込み予算として予算化しておく。(友愛セール等)

## 第19条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 制改定の経緯

昭和34年	4月28日	旧約を廃止し、本規約を施行する。
昭和45年	1月25日	第2・5・11条の一部改正
昭和50年	4月25日	第11条の一部改正
昭和52年	4月26日	第11条の一部改正
昭和60年	4月24日	第2・5・11条の一部改正
昭和61年	4月19日	第11条の一部改正
平成 2年	4月21日	第11条の一部改正
平成 2年	11月 5日	会の名称変更(常任委員会に委託されていた。)
平成 3年	12月10日	同・育友会規約をPTAに規約改正
平成 9年	4月19日	第5条(1)の一部改正
平成18年	4月28日	第5条(1)、(4)、(5)の一部改正
平成21年	4月30日	第5条(1)の一部改正
平成22年	4月28日	第5条(5)の削除

平成29年 4月22日	<p>第1条(本規約の目的)を新設</p> <p>第2条(名称と事務局)を詳述</p> <p>第4条(会員資格)に本校生徒の保護者と教職員以外の規定を追加</p> <p>第5条(本会事業)に(5)広域PTA活動、(6)コミュニティ・スクール活動、(7)浅江小PTAとの連携の各項目を追加</p> <p>第6条(組織と人員)(2)に会長(補佐)を追加、(4)専門部を5部会から3部会に変更</p> <p>第7条(常任委員と選出方法)に会長(補佐)を追加</p> <p>第8条(専門部員と選出方法)を3部会に変更</p> <p>その他、総務委員会、常任委員会、専門部会の任務を詳述、緊急時の対応を規定</p>
令和 2年 5月 7日	<p>第5条(本会事業)(6)「コミュニティ・スクールの活動」を「コミュニティ・スクールへの参画」に変更</p> <p>第8条(専門部員と選出方法)副部長の人数を2名程度に変更</p> <p>第12条(専門部の任務と人気)「コミュニティ・スクールの活動においては」を、「コミュニティ・スクールの」に変更</p> <p>第13条(コミュニティ・スクールへの参画)「学校運営委員」を「学校運営協議会委員」に、「学校運営委員会」を「学校運営協議会」変更</p>
令和6年 5月 2日	<p>第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条の一部改正</p> <p>第11条の削除</p>

# 第4号議案

## 後援会規約の改正

### 【改正の理由】

部活動の地域移行において、各部活動の大会参加費等について、「受益者負担の原則」とするため、後援会からの支出が減り、会費の減額が可能となるため

令和5年度 500円→400円に変更

本年度 400円→300円

# 光市立浅江中学校後援会規約（案）

1/2

## 第1条（本規約の目的）

本規約は、光市立浅江中学校後援会（以下、本会と呼ぶ）が掲げる目的を達成するための運営を円滑に進めるための遵守事項を定めることを目的とする。

## 第2条（事務局）

本会の事務局を浅江中学校に置く。

## 第3条（本会の目的）

本会は、浅江中学校の体育・文化などの部活動の推進援助を主たる目的とする。

## 第4条（本会の事業）

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- （1）生徒の体育・文化等の部活動の育成と援助
- （2）生徒の体育・文化等の活動の施設、設備、備品等と旅費等の支援
- （3）生徒の健康教育面の活動の援助
- （4）その他、本会の目的に適した事業

## 第5条（組織と人員）

本会は、総会、総務委員会で構成されるが、それらは、PTA総会、PTA総務委員会（事務局含む）がそれぞれを兼務することとする。会員のうち、生徒の保護者でなく、有志である者は、評議員として適宜、総務委員会に参画するものとする。

## 第6条（会員資格）

本会は、本校生徒の保護者とPTA総務委員会、有志によって組織する。

## 第7条（総務委員会役員ならびに評議員の任務と任期）

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際は、これを代行する。
3. 幹事は、会長ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 監査は、本会の会計を監査する。
5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。
6. 評議員は、常任委員会にあつて審議に加わる。任期は特に定めない。
7. 会長、副会長、監査、顧問の任期は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

#### 第8条（総会と議決事項）

本会の総会は、PTA総会の一部として開催される。議決事項は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

#### 第9条（緊急時の審議と議決）

「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

#### 第10条（経費）

本会の経費は、会費と入会金をもって運営する。

2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。
3. 本会の会費は、月額300円とする。兄弟姉妹ともに同額とする。
4. 本会は、入会金、会費以外に「援助金」として申し込み額を金納する。（毎年度7月の定例援助金募集と必要に応じた適宜の援助金募集）

#### 第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

#### 附則

昭和45年	4月21日	第2条一部改正
昭和52年	1月26日	第5条一部改正
昭和57年	4月27日	第8条一部改正
昭和61年	4月19日	第7条一部改正
昭和63年	4月16日	第7条一部改正
昭和 元年	4月22日	第7条一部改正
平成21年	4月30日	第5条一部改正
平成28年	4月23日	PTA体制との兼務を明確化、評議員の役目の明確化、 臨時総会と緊急時の対応を新設、援助金募集要項変更
令和 5年	4月28日	第10条一部改正
令和 6年	5月 2日	第10条一部改正

# 第5号議案

## PTA 役員選出細則の改正

### 【改正の理由】

PTA 規約改正にともない、選出細則も改正が必要となったため。

# 光市立浅江中学校 P T A 役員選出細則（案）

## 第1条（本細則の目的）

本細則は、光市立浅江中学校PTA規約の「第7条（総務委員と選出方法）」と「第8条（専門部員と選出方法）」に定める選出に際しての細則を定めることを目的とする。

## 第2条（選出方法）

総務委員と専門部の部員は、立候補および抽選により選出する。

## 第3条（専門部の構成）

専門部は、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部により構成され、専門部員は、各学年で同程度の割合で選出し、各部とも9名程度を選出する。

## 第4条（総務委員会の構成）

総務委員のうち選出対象は、会長、会長補佐、副会長、幹事と監査、顧問で、顧問のうち1名は、校長とする。

### 2. 総務委員の選出

各専門部部長を除く、総務委員の任期は、2年間であることから、2年満了で辞められる人員程度を選出することとなる。選出にあたっては、2年間の役を務められるよう留意する。

## 第5条（役の免除）

総務委員は、その職責の重さを鑑み、在学中の子供を含め、役員任期中に未入学であった子供すべてについても、役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

## 第6条（選出免除）

専門部員の選出にあたっては、予め選出候補から除外する免除規定を設けない。

2. やむを得ない事情により、予め選出候補から除外してほしい場合には、当該年度の12月末日までに、会長宛てに文書（除外願い）で申し出る必要がある。

3. 会長は、除外願いを受理した場合、遅延なく内容を確認し、判断のうえ、総務委員会に判断結果を報告する。

4. 除外願いの内容および判断理由の詳細は、個人のプライバシーに関わる場合が考えられるので、原則非公開とする。（会長の専権事項）

## 第7条（抽選）

立候補者が定員に満たない場合には、抽選により選出するものとする。

2. 抽選は、原則的に対象者立会いとするが、抽選日当日に本人が立ち会えない場合には、総務委員会が本人を代理し、抽選し、配属先を決めることとする。

3・抽選後の結果に関する異議申し立ては、いかなる理由があろうとも受け付けないものとする。

#### 第8条(専門部部長と副部長の選出)

専門部部長と副部長の選出は、年度末の「新旧役員引継ぎ会」で行う。

#### 2. 免除規定

すでに専門部の部長を経験している者は、部長、副部長を免除する。副部長経験者は、対象の子供に限り部長、副部長を免除する。

#### 附則

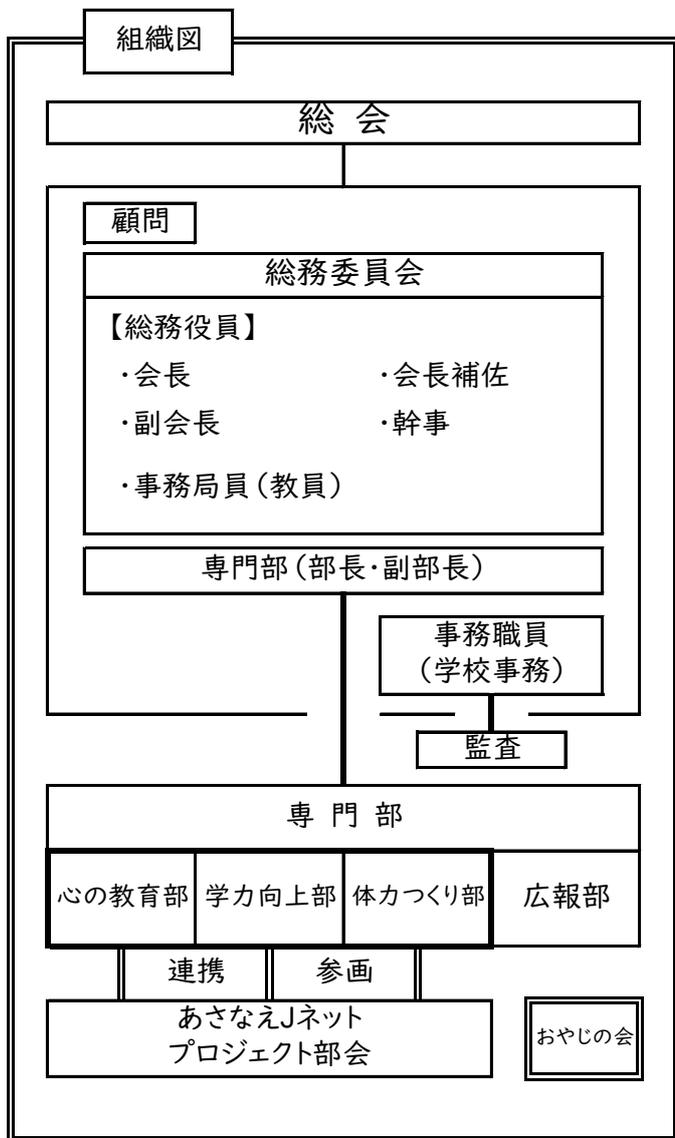
- ① 本細則の改定は、総務委員会で起案したものを総会で承認されなければならない。
- ② 本細則は、平成18年4月28日より施行する。
- ③ 20年度より試行されていた、第3項(2)の「広報部のお子さん2人分の役とみなす」という規定については、2年目の活動実績が見られないため、23年度限りとする。
- ④ 補員については、役員が転居等で活動の継続が不可能となった場合、役員本人もしくは、同居家族の健康上の都合により活動が不可能になった場合、また、各部長より要請があった場合に、総務委員会の審議を経て、PTA会長より正役員として依頼、任命する。
- ⑤ 附則④、⑤は、平成23年4月28日より施行する。
- ⑥ 平成29年4月22日「光市立浅江中学校PTA規約」の全面改定に伴い改定・実施
- ⑦ 令和3年4月24日 第5条(役の免除)改定
- ⑧ 令和6年 5月 2日 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条および附則の一部を改定

# 第6号議案

## 令和6年度 PTA 組織及び分掌・役員

※役員名簿については別途配付しているので、そちらをご覧ください。

# 令和6年度 PTA組織と各分掌内容 (案)

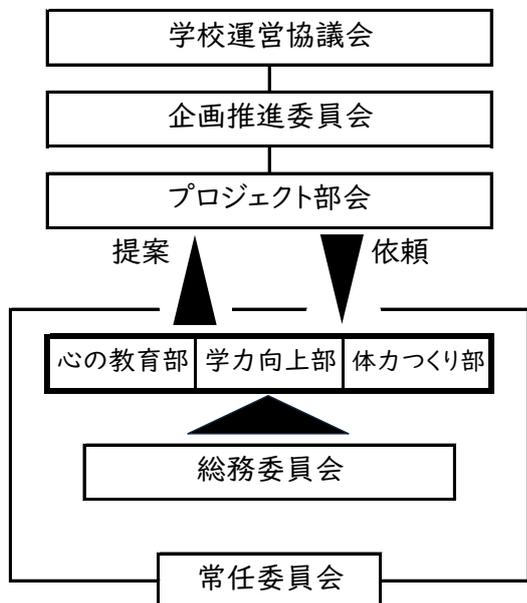


総会	保護者と教職員で構成
----	------------

総務委員会の用務と分担	
①	総会・常任委員会の企画運営
②	会の会計の執行、事業収入の会計
③	総務委員会、常任委員会の議事進行
④	県・市等の指導者研修会等への参加
⑤	光市P連の用務
⑥	年間行事の企画・運営
⑦	PTA規約、講演会規約、慶弔規定等の審議
⑧	各専門部の活動の調整と支援
⑨	あさなえJネットプロジェクト部会との連携
⑩	関係団体との連携
⑪	学校行事への支援
⑫	各種大会への支援
⑬	その他

## 生徒数・PTA世帯数

○あさなえJネットとの連携・参画の流れ



年	組	生徒数	長子数
1	1	30	25
	2	30	20
	3	30	24
	4	29	23
計		119	92
2	1	32	31
	2	31	29
	3	31	28
	4	32	32
計		126	120
3	1	33	33
	2	33	33
	3	33	33
	4	33	33
計		132	132

生徒数	377
世帯数	344

# 第7号議案

令和6年度 PTA 活動・行事

## 令和6年度 専門部行事・活動実施計画（案）

### 【総務部】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	17	水	総務部会	顔合わせ&PTA集会準備
	26	金	PTA集会	
	27	土	虹の鯉のぼりプロジェクト準備作業	
5	5	日	虹の鯉のぼりプロジェクト撤収作業	
6			第1回総務委員会 総務部会	潮音寺山祭りと奉仕作業について
	16	日	潮音寺山祭り	
9			第2回総務委員会 総務部会	体育祭について
	25	水	体育祭前日準備	
	26	木	体育祭	
10			総務部会 総務部会	文化祭について 集計作業 受付&駐車場整理 受付&駐車場整理&お弁当販売
	25	金	文化祭【合唱コンクール】	
	26	土	文化祭	
12	8	日	ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会	
	21	土	光市人権を考えるつどい 総務部会	
1			第3回総務委員会 総務部会	
2	2	火	総務部会 光市青少年健全育成推進大会	次期役員選出作業
3	25	火	第4回総務委員会 部長・副部長選出、引き継ぎ	
4			令和6年度PTA及び後援会会計監査	

## 【心の教育部】 令和6年度活動計画(案)

月	日	曜	行事および活動	備考
3	25	月	PTA新旧役員引継ぎ会議	部長 副部長
4	26	金	PTA総会	
	30	火	第1回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
6			第1回 PTA総務委員会	部長 副部長
			夏季補導パトロール	担当
7	29	月	第2回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
9			第2回 PTA総務委員会	部長 副部長
10	25	金	文化祭(1日目) 合唱コンクール誘導	有志
	26	土	文化祭(2日目) お弁当運搬、仕分け、受け渡し	全員
12			冬季補導パトロール	担当
			第3回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
1			第3回 PTA総務委員会	部長 副部長
2			第4回 あさなえJネット 企画推進委員会	部長 副部長
3			第4回 PTA総務委員会	部長 副部長
			PTA新旧役員引継ぎ	部長 副部長

心の教育部(あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案)

【重点取組事項】 地域貢献活動への参加、充実

## 令和6年度 専門部行事・活動実施計画（案）

### 【学力向上部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	26	金	PTA集会	
	30	火	第1回あさなえJネット	部長・副部長
6			第1回総務委員会	部長・副部長
	19	水	人権に関する参観日（ハートフルDAY in 光）	
7	29	月	あさなえネット熟議（15：00～16：00）	
8	8	木	第2回あさなえJネット	部長・副部長
	未定		あさなえ学習会	
			PTA奉仕作業	
			教育フォーラム in 光	
9		第2回総務委員会		
10	25	金	文化祭PTAバザー&友愛セール前日準備	
	26	土	文化祭PTAバザー&友愛セール	
11	27	水	光市人権教育研究発表大会	
12	21	土	光市人権を考える集い	
	26	木	第3回あさなえJネット	部長・副部長
1			第3回総務委員会	
2	27	木	第4回あさなえJネット	部長・副部長
	未定		浅江地区人権教育推進大会	
			光市青少年健全育成推進大会	
3			第4回総務委員会	
	25	火	新役員選出、部長、副部長選出、引継ぎ	

※PTA研修会の企画・運営（例 調理実習等）

※ポスター・カレンダー作り

学力向上部（あさなえJネットプロジェクト部会と連携方針案）

重点取組事項

つながり、学び合う授業

令和6年度 専門部行事・活動実施計画 (案)

【体力づくり部】

月	日	行事・活動など	備考
4	26	PTA集会	全部員参加
	30	あさなえJネット	部長・副部長
6		第1回総務委員会	部長・副部長
7	4	第1回学校保健安全委員会	部員参加
8		教育フォーラム in 光	部員参加 (選出)
9		第2回総務委員会	
	26	体育祭お手伝い	全部員参加
12	8	ふるさと虹ヶ浜マラソン& 駅伝大会	全部員参加
	21	光市人権を考えるつどい	部員参加 (選出)
1		第3回総務委員会	部長・副部長
2	6	第2回学校保健安全委員会	部員参加
		光市青少年健全育成大会	部員参加 (選出)
3		第4回総務委員会	部長・副部長
	25	新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	部長・副部長

体力づくり部 (あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案)

重要取組事項

浅江っ子体力向上プロジェクト

運動・睡眠・食を通しての体力づくり

## 【広報部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	26	金	PTA総会(書面決議)	部長・副部長
			第1回企画会議(広報誌167号企画会議)	
6	19	水	第1回総務委員会 (以降日程未定)	部長・副部長
			人権に関する参観日(ハートフルDAY in 光)	
8			広報誌167号発行「教員紹介」	
			教育フォーラム in 光	
9	26	木	PTA奉仕作業	
			第2回総務委員会	部長・副部長
10	25	金	体育祭【写真撮影】	
			文化祭合唱コンクール【写真撮影】	
10	26	土	文化祭PTAバザー&友愛セールの前日準備	
			文化祭PTAバザー&友愛セール【写真撮影】	
			広報誌168号企画会議「共創」	
12	8	日	広報誌168号企画会議「共創」	
			ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会【写真撮影】	
	21	土	光市人権を考えるつどい	
1			第3回総務委員会	部長・副部長
2			光市青少年健全育成大会	
3	25	火	卒業式 広報誌168号発行「共創」	
			第4回総務委員会	部長・副部長
			新役員選出、部長・副部長選出、引継ぎ	部長・副部長

# 第8号議案

令和6年度 PTA 予算、後援会予算

# 令和6年度PTA会計予算書(案)

光市立浅江中学校PTA

## 1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考
11	会費(月額250円)	1,221,000	生徒数377人, 教職員30人
12	入会金(1人100円)	11,900	1年生119人
13	前年度繰越金	655,509	
14	預金利息	3	
	合 計	1,888,412	

## 2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考
21	総務費	300,000	市P連総会費, 県・市P連会費, 安全互助会費, 学校行事補助
22	会議費	20,000	役員会議費
23	慶弔費	80,000	会員慶弔, その他慶弔規程による
24	役員出張費	10,000	役員出張旅費
25	事務費	240,000	リソグラフ賃貸借料, インク, マスター等
26	研修活動費	30,000	学校保健安全委員会, PTA研修講座 講師謝金等
27	広報部費	160,000	広報印刷費
28	各専門部費	50,000	各専門部活動費
29	備品費	100,000	学校備品
30	消耗品費	170,000	新聞, 月刊誌等
31	環境整備費	250,000	緑化, 清掃用具等
32	研修助成費	150,000	各負担金, 書籍類
33	予備費	328,412	
	合 計	1,888,412	

## 3 事業収入

科 目	当初見込額	備 考
友愛セール, パザール	100,000	
資源回収	5,000	
前年度繰越金	216,009	
合 計	321,009	

上記のとおりPTA会計予算案を提出いたします。PTA総会の承認を得て会計を執行いたします。

令和6年4月26日

光市立浅江中学校PTA事務局

# 令和6年度 後援会会計予算書(案)

光市立浅江中学校後援会

## 1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考	昨年度当初予算比
11	会費(月額300円)	1,357,200	生徒数377人 ※1人あたり年額-1,200円	-582,000
12	入会金(1人100円)	11,900	1年生119人	-700
13	前年度繰越金	2,818,454		436,434
14	預金利息等	15	見込額	-1
15	規約による援助金	0	規約10条の4援助金	0
16	補助金	0	中体連・中文連補助金	0
合 計		4,187,569		-146,267

## 2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考	昨年度当初予算比
21	選手派遣費	2,000,000	公認の市外・県・中国・全国大会	-165,200
22	備品・消耗品費	1,500,000	運動部・文化部の備品・消耗品費	200,000
23	修理費	200,000	器具・用具・楽器・施設の修理	0
25	各種分担金	250,000	県中体連310円, 中文連200円, 連盟・協会費等	-200,000
26	会議費	10,000	印刷費	0
27	事務費	10,000	金種指定払出手数料、封筒等	0
33	予備費	217,569		18,933
合 計		4,187,569		-146,267

上記のとおり部活動後援会会計予算案を提出いたします。後援会総会の承認を得て  
会計を執行いたします。

令和6年4月26日

光市立浅江中学校後援会事務局